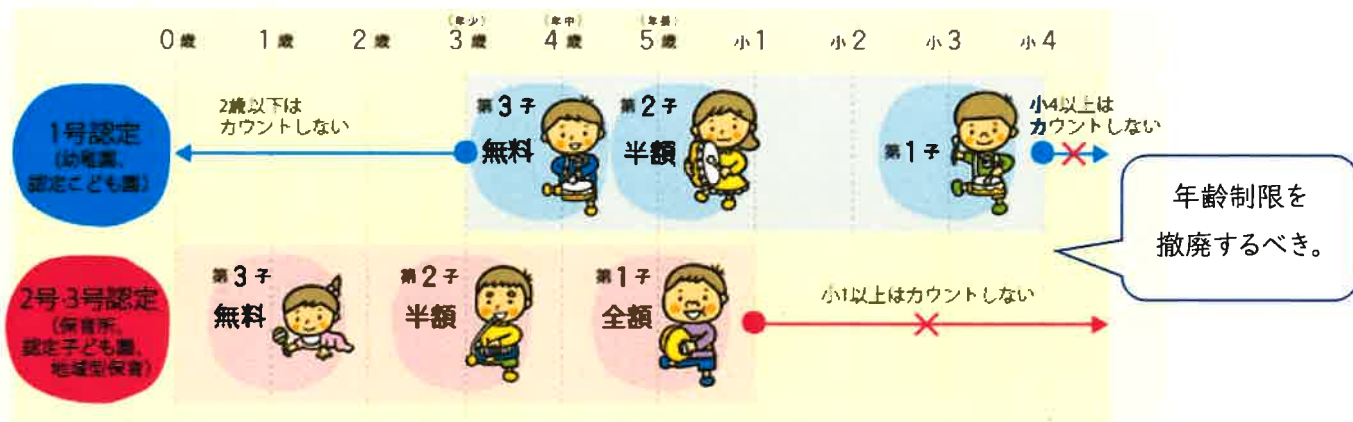


質問5. 多子世帯の保育料負担軽減について

<きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定(幼稚園、認定こども園)と2号・3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)で多(た)子(し)計算のカウントの方法が違います。



きょうだいで利用する場合のポイント

1号認定(幼稚園、認定こども園):2歳以下はカウントしない。小4以上はカウントしない。

2号・3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育):小1以上はカウントしない。

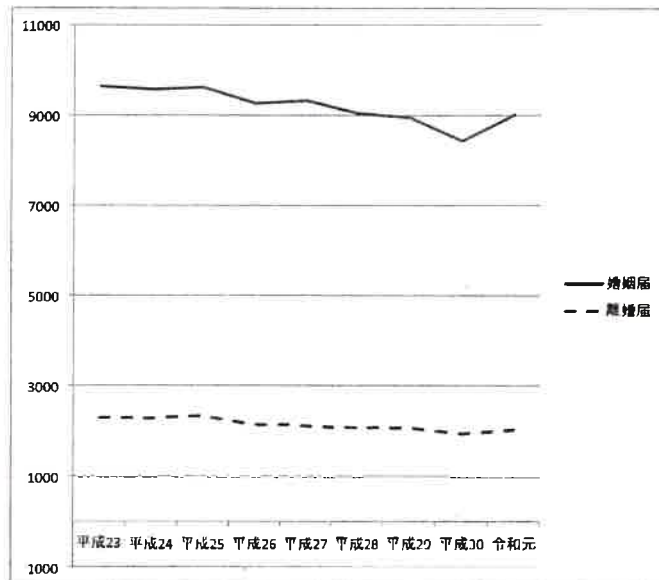
※ きょうだいで通園する施設が異なる(設定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。

↑内閣府:よくわかる「子ども・子育て支援新制度」より抜粋

質問6. 離婚前後の子供養育支援について

婚姻届、離婚届の推移					
	年度	婚姻届	前年比	離婚届	前年比
2011	平成23	9641		2286	
2012	平成24	9575	-0.7%	2283	-0.1%
2013	平成25	9617	0.4%	2331	2.1%
2014	平成26	9267	-3.6%	2151	-7.7%
2015	平成27	9325	0.6%	2128	-1.1%
2016	平成28	9047	-3.0%	2065	-3.0%
2017	平成29	8948	-1.1%	2084	0.9%
2018	平成30	8433	-5.8%	1958	-6.0%
2019	令和元	9016	6.9%	2041	4.2%

↑市民部より資料提供



2020年7月  
スタート

明石市こどもの養育費緊急支援事業

「せっかく取り決めをしたのに養育費を支払ってもらえない…」お困りの方へ！

## 受け取れていない養育費を市が立て替えます

1ヶ月分、5万円まで



### 対象になる方

こどもが明石市に住んでいる

調停調書や公正証書などの  
公的な取り決めをしている

前月分の養育費を受け取れて  
いない



相手に連絡を取りにくいし、  
諦めようかな…

こんな方や、そんな方も…

かわりに催促してくれたら  
負担が減って助かるなあ…



明石市 市民相談室  
電話 078-918-5240 (専用ダイヤル)  
FAX 078-918-5102  
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

まずはお気軽に  
お問合せください

### 支援の内容

養育費を受け取れていない方にかわって、市が本来支払うべき人に催促し、それでも支払われない場合に、市が立て替えることでこどもを支援します。

- ✓ 前月分の支払われていない養育費を、
- ✓ 1か月分に限り、
- ✓ こども一人につき5万円まで立て替えます。